平成２２年（フ）第３９１号
岡山市北区西之町11番19号　北西号、申立時の住所岡山市北区今４丁目１番13号
債務者　魚重ゆき恵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９号
岡山市中区赤田135番地
債務者　今川　雅恵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６号
岡山市中区平井７丁目13番14号
債務者　池田　千佳
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２号
岡山市中区雄町447番地４
債務者　金居美津子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５号
岡山県赤磐市殿谷632番地２
債務者　小林　玲子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３７号
大阪府八尾市小畑町４丁目118番地１メルヴェイユー山本905号室、住民票上の住所大阪府八尾市桂町６丁目64番地　市営住宅21―３号
債務者　林　　勝人
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５１号
大阪府豊中市豊南町西３丁目20番10の２号
債務者　北薗美津子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１５号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―502号、前住所大阪市東住吉区南田辺２丁目５番11号
債務者　田邉　英子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０３号
東京都新宿区北新宿２丁目７―７―102
債務者　大久保さゆり（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８４７号
東京都江東区亀戸７丁目67―２―1005
債務者　湯浅結香里
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８４号
東京都杉並区永福１丁目25―12　関根方
債務者　中曾　　大
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９５号
神奈川県海老名市中央２丁目５番34―805号
債務者　石井　憲子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３号
静岡市葵区新伝馬３丁目10番43号　秋山マンション201号、旧住所静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地217
債務者　酒井麻由香
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６号
静岡市葵区松富１丁目１番10―203号
債務者　渡邉久美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９８４号
東京都世田谷区赤堤４丁目42―20―303
債務者　野田　政隆
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部